

## (仮称) 蕨市市民参画及び協働を推進する条例（案）【修正版】

### 【前文】

古くから中山道の宿場町として栄えた歴史と文化を持つ私たちのまち蕨は、人と人のふれあいにあふれた生活のまちです。そのふれあいのなかで、市民の郷土を愛する心は長年育まれ、成年式や機まつりといった全国に誇れる行事も生まれました。

こうした背景をもとに、みんなで力を合わせ互いに助け合うことや、伝統ある郷土の歴史を大切にすることなどを明らかにした市民憲章を、昭和44年に制定し、地域のコミュニティを中心とした、**市民参加による市民が主役のまちづくり**を着実に進めてきました。

また、近年は、町会をはじめとした従来の地域のコミュニティはもとより、新たに、自主的なサークルやNPOなど、特定の分野や課題をテーマとして**集った**コミュニティも生まれ、蕨のまちづくりの担い手として様々な活動が行われています。

~~こうしたなか、このような~~蕨のまちづくりの伝統を引き継ぎ、将来にわたって誇りに思える**暮らしやすいまちを築き上げるためには、誰もがわがまちとして実感し生きがいを感じられるまちとするためには**、すべての市民が、より一層まちを愛する気持ちを共有し、対等な立場からそれぞれの役割を担い、**地域の課題の解決にまちづくりに**取り組むことが大切です。

ここに、~~これまで私たちが育んできた、誰もがわがまちとして実感し誇りに思い、生きがいを感じ、安全で安心な、~~こうした**市民が主役の活力あるまちを創造していくため、この〇〇条例を制定します。**

前文では、条例全体の趣旨や、条例制定にあたっての決意を表しています。

### ○蕨市の歴史的背景と特性

第1段落、第2段落では、蕨市の歴史的背景と**特性**に触れています。

私たちのまち蕨は、~~都心に近く利便性の高いまちであると同時に、~~古くから中山道の宿場町として栄え、機織のまちとして発展**してきました。また豊かな歴史と文化が薫るまちです。**また、都心に近くコンパクトで利便性が高いとともに、昔から隣近所の交流が多い生活のまちでもあります。

~~昔から隣近所の交流が多く、各地域で市民活動が活発に行われ、~~こうした隣近所の交流や各地域で活発に行われる市民活動といった、**人と人とのつながりを通じて郷土を愛する心が育まれ、「自分たちのまちは自分たちで作り上げよう」という気持ちでまちづくりが進められてきました。**

昭和44年には蕨市民憲章を制定し、その後、昭和49年には市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、「市民憲章の精神にのっとり、コミュニティの醸成とその活動の促進に努める」ことを市民の責務とした「蕨市コミュニティづくり推進条例」を制定しました。また、昭和63年には、長年育まれてきたコミュニティを土台とし、まち

づくりへの市民参加の仕組みを取り入れた「蕨市まちづくり条例」を制定するなど、これまで、市民が主役のまちづくりを全国に先駆けて進めてきました。

#### ○蕨市のコミュニティの変化

第3段落では、蕨市のコミュニティの変化に触れています。

近年は、少子高齢化、経済・雇用情勢の低迷、地方分権の進展など、社会・経済情勢がめまぐるしく変化しており、個人の価値観やライフスタイルの変化など市民ニーズも多様化しています。

**まちづくりの担い手として中心的な役割を果たしている町会をはじめとした地域コミュニティにおいては、参加者の固定化、高齢化が進み、また、市民の中には地域の一員という意識が薄れてきている傾向もありますが、**平成23年3月11日の東日本大震災以降、地域の「絆」の大切さが再認識されて**きています。いままが、まちづくりの担い手として中心的な役割を果たしている町会をはじめとした地域コミュニティにおいては、参加者の固定化、高齢化が進み、また、市民の中には地域の一員という意識が薄れてきている傾向もあります**

一方、新たに**近年は**、自主的なサークルやNPO\*などの特定の分野や課題**をテーマとした**に特化した活動を目的とした**テーマ**コミュニティもさまざま生まれ、蕨のまちづくりの担い手としての活動を行っています。

このように蕨のコミュニティの様子も徐々に変わってきています。

※**NPO…事業で得た収益を団体の構成員に対して分配することを目的としない様々な社会貢献活動を行う団体をNPOといい、そのうち法人格を取得したものをNPO法人といいます。**

#### ○市民参画・協働の必要性

第4段落では、市民参画・協働の必要性について触れています。

私たちの先輩たちが築き上げてきたまちづくりの伝統と歴史を引き継ぎ、将来にわたって誇りに思える蕨をつくりあげていくためには、これまで以上に、世代や性別を超えてまちづくりに取り組み、蕨を愛する気持ちを共有し、みんながお互いの役割を認め合い、地域の課題に協働で取り組むための仕組みをつくる必要があります。

そのためには、市民と市が情報を共有するとともに、広く開かれた分かり易い市政への参画の機会や手続きを整えていかなければなりません。また、地域のコミュニティや、様々なテーマごとのコミュニティと市とが対等なパートナーとして協働するための仕組みが必要となります。

#### ○条例を制定する決意

第5段落では、条例を制定する決意を表明しています。

これまで私たちが育んできた「市民参画・協働のまちづくり」を制度化することにより、蕨の誇る、市民と市が協働で地域の課題を解決する力「地域力」を結集して、**市民の**誰もがわがまちとして実感し誇りに思い、そして、**地域の一員としての**生きが

いを感じ、安全で安心な**住み良い市民主体の活力ある**まちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、蕨市における市民参画と協働についての基本的な考え方や仕組みを定め、市民参画と協働を推進することにより、市民が主役の活力あるまちを創ることを目的とします。

第1条は、この条例の目的について定めたものです。

今まで蕨市では市民参画・協働によるまちづくりに取り組んできましたが、近年では若年層や新住民等による市民活動の参加が少ないなどの課題が現れています。そのため、ここであらためて、市民参画・協働についての基本原則や、市民の責務と市の責務、市民参画・協働の手続きなど基本となる考え方や仕組みを定め制度的な安定を図り、あらゆる世代の市民がまちづくりに参加しやすくすることを目指します。それにより、市民参画・協働をより一層進め、市民が主役の活力あるまちを創ることを目的としています。

(言葉の意味)

第2条 この条例に使われている言葉の意味を、次のように定めます。

- (1) 市民参画 市民と市がともにまちづくりを進めるために、市民が市の政策等の立案、実施、評価に参加し、意見を述べ、または提案を行うことを**言**います。
- (2) 協働 市民と市が目的を共有し、それぞれの役割を認めあい、自立した対等のパートナーとしての関係を築きながら、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力して取り組むことを**言**います。
- (3) 市民 市内に住み、働き、学ぶすべての人々と、市内で活動する法人その他団体を**言**います。
- (4) 市 市長その他の執行機関を**言**います。
- (5) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する機関を**言**います。
- (6) コミュニティ 地域や共通の関心によってつながった連帯性を持つ多様な組織、集団を**言**います。

第2条は、この条例の中で、共通の認識を持つべき言葉について定めたものです。

- (1) 「市民参画」とは、市の計画や条例の策定などの政策立案から実施、評価までの各段階において、市民が主体的に参加し、意見や提案をすることをいいます。
- (2) 「協働」とは、市民と市が、地域の課題解決という共通の目的を達成するために、

それぞれの役割を自覚し、対等な立場で力を合わせて取り組んでいくことをいいます。

(3)「市民」とは、蕨市で生活し、活動している~~全ての~~人々のことで、市内に居住する者~~だけではなくのほか~~、市内で働く人、学ぶ人、さらに市内で活動する法人、NPO団体、町会などの~~あらゆる団体を含めず~~を指します。

(4)「市」とは、市長とその他の執行機関をいい、市長とは、市長個人~~及び事務部局を指すものではなく、市長事務部局（〇〇部〇〇課など）の執行機関や市長の補助機関である水道事業管理者、市立病院管理者及び消防長や、市立病院、水道部、消防~~を指します。

その他の執行機関とは、地方自治法の規定により設置している委員会及び委員を指します（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）。

(5)「審議会等」とは、法律や条例、要綱などに基づいた審議会、審査会、協議会、懇談会等をいいます。

(6)「コミュニティ」とは、地域や共通の関心によってつながった連帯性を持つ多様な組織、集団を~~言~~います~~が~~。特に、本市においては、蕨市民憲章制定以降、その推進のために市民と市が一体となり形成してきた各地区を単位とした地域組織をいいますが、~~特定の分野や課題をテーマとした小規模の組織、集団も含めています。~~

#### (基本原則)

第3条 蕨市における市民参画と協働は、次の基本原則に基づいて行います。

(1) 市は市民参画によるまちづくりを推進します。

(2) 市民と市は対等のパートナーとして、それぞれの役割を果たしながら、協働でより良いまちづくりに取り組みます。

(3) 市民と市は~~それぞれが持っているお互いに~~情報を共有し、~~市は市政に関する情報を積極的に提供~~します。

第3条は、この条例の基本的な考え方について定めたものです。

(1) は、多様化する地域の課題や市民ニーズに適切に対応し、魅力あるまちづくりを進めていくためには市民が主体的にまちづくりに関わり、意見や提案をしていくことが重要です。そのために、市は市民参画に基づいたまちづくりを行うこと~~を定めています。とされています。~~

(2) は、蕨市では、これまで市民と市が一体となって、コミュニティづくりに取り組んできており、町会等を中心に地域住民と行政の連携・協力によって、住みよいまちづくりが進められていることから、これからもこの連携・協力を継続し、更に進展させていくことが大切であり、市民と行政がそれぞれの役割をより明確にするとともに、お互いが確かな信頼関係の下、対等な立場で協働することにより、より良いまち

づくりに取り組むこと を定めています。と定めています。

(3) は、市民が市政に参画し、市民と行政が確かな信頼関係のもと、対等な立場で協働するために、お互いが持っている市政や地域の課題などの情報を共有していくことを定めています。

(3) は、市政についてのさまざまな情報が市民に公開、共有されていることは、市民が市政に参画し、市と協働するためには必要不可欠であることから、個人情報の取り扱いに十分配慮しながら、一層積極的な情報提供に努め、市政や地域の課題を市民と共有していくことと定めています。

#### (市民の責務)

第4条 市民は、市民参画と協働によるまちづくりに主体的にかかわるよう努めます。

2 市民は、市民参画と協働に当たっては、特定の個人や団体の利益ではなく、市民全体の利益を考慮して、自らの意見と行動に責任を持ちます。

第4条は、市民の責務について定めたものです。

第1項は、市民が、自分たちの住むまちや地域等に関心を持ち、市民参画、協働によるまちづくりに主体的にかかわることとしています。

第2項は、市民が市民参画、協働を行うに当たっては、公益の視点を持ち、自分の意見や行動に責任を持つこととしています。

なお、本条については、「市民の責務」以外に、「市民の役割」「市民の権利」などとして規定する案も検討されてきましたが、市民・市双方が責任を持って、ともに市民参画・協働に取り組んでいくことをめざし、「責務」として 定める規定する こととしました。

#### (市の責務)

第5条 市は、市民が必要とする市政に関する情報を積極的に提供します。

2 市は、市民の参画と協働の機会を設けるとともに、その仕組みの整備など必要な環境づくりに取り組みます。

3 市は、市職員の市民参画と協働に対する意識の向上に努めるとともに、職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組みます。

第5条は、市の責務について定めたものです。

第1項は、市政についてのさまざまな情報が市民に公開、共有されていることは、市民が市政に参画し、市と協働するためには必要不可欠であることから、個人情報の

取り扱いに十分配慮しながら、市民参画と協働によるまちづくりを進めるため、市は積極的にまちづくりに関する情報を市民に提供することとしています。

第2項は、市の計画や条例の策定などの政策立案から実施、評価までの各段階において、市民が参画できる機会を保障するとともに、協働の機会を設けて、まちづくりを進めていく仕組みや手続きを整えることとしています。

第3項は、市が市職員に対し、市民参画と協働に関する啓発や研修を通し、行政の専門家として、市民とともにまちづくりに取り組む意識を高めるとともに、市職員が積極的に地域住民との交流や市民公益地域の活動などに関わることとしています。

なお、本条については、「市の責務」以外に、「市の役割」などとして規定する案も検討されてきましたが、市民・市双方が責任を持って、ともに市民参画・協働に取り組んでいくことをめざし、「責務」として定める規定することとしました。

#### (市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる市の政策等は、次のとおりです。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活、事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (4) 市民に義務を課し、権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(5) 市の基本的な方向を定める憲章、宣言の制定又は改廃

(6) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民参画の対象としないことができます。

- (1) 緊急に行わなければならない場合
- (2) 軽微な変更の場合
- (3) 市に裁量の余地がない場合
- (4) 市民参画の手続きが法令等により定められている場合
- (5) 市の機関内部の事務処理に関するものの場合

第6条から第10.9条までは、市民参画についての統一的な取り決めを定めたものです。

第6条第1項は、市民参画の対象となる市の政策等について定めたものです。

(1)の「市の基本的な政策を定める計画等」は、計画、プラン、指針など名称を問わず、市全体や個別行政分野についての構想や基本的事項等を表したものです（総合振興計画、行政改革大綱、障害者福祉計画、環境基本計画、男女共同参画パートナーシッププラン、など）。

(2)の「市の基本的な制度を定める条例」は、市政全般についての基本的理念や制度等を定めたものや、個別行政分野の基本的理念、制度を定めた条例です（環境基本条例、まちづくり条例、など）。

(3)の「市民生活、事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例」は、広く市民に適用される市民生活、事業活動に直接、重大な影響を与える条例です（情報公開条例、個人情報保護条例など）。

(4)の「市民に義務を課し、権利を制限する条例」は、市民に対し、具体的に「〇〇しなければならない」という義務を課したり、あるいは「〇〇してはならない」と行為を制限するものです（自転車放置防止条例、交通安全条例など）。なお、除外する「金銭徴収に関するもの」とは、市税・使用料・手数料等すべての金銭の徴収に関する条項を指します。

(5)「憲章・宣言」とは、市民憲章、平和都市宣言などを指します。

(6)は、前の(1)から(5)以外でも、市民が参画することで、より効果的に政策等を進めることができるものなどを必要に応じて対象としていくこととしています。

**第6条第2項は、第1項に規定した市民参画の対象であっても、第2項のいずれかに該当する場合については、市民参画の対象事項としないことができません。**

(1)は、市民参画の手続きに必要な時間の経過により、政策等の効果が損なわれる場合などを指します。例としては災害への緊急対応などが考えられます。

(2)は、制度の大幅な改正又は基本的事項の改正を伴わないものを指します。例としては、法改正に伴う語句や表現の修正などが考えられます。

(3)は、内容が法令等で定められているものや、国や県などの統一基準や計画に基づいて策定するため、市として、市民の意見を反映する余地のないものを指します。

(4)は、本条例で定める市民参画の手続きと同様の効果を持つ手続きが法令等により定められているものを指します。

(5)は、市の機関内部の事務においては、市が自らの責任と意思で決定すべき事項であることから、市民参画を行わないことができるとしたもので、**す。**例としては、職員人事や会計に関する事務処理等が考えられます。

(市民参画の手続き)

第7条 市は次に掲げる市民参画の手続きのうちから、対象事項にふさわしくかつ効果的な手続きを実施します。

- (1) 審議会等による審議
- (2) パブリック・コメントの実施
- (3) ~~市民意識調査(意向調査)~~の実施
- (4) ~~タウンミーティング(意見交換会等)~~の開催
- (5) ワークショップの開催

2 市は、前項に定める市民参画の手続きのうち、複数の手続きを実施した方がより市民の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の手続きを実施するよう努めます。

3 市は、第1項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画の手続きがあるときは、これを積極的に用います。

第7条は、市民参画の手続きについて定めたものです。

第1項は、市民参画の手続きを行う場合、市はその政策などに意見を出し易い最良の手法手続きを次の中から選ばなければならないと定めています。

(1) は、計画や条例等を策定する過程で審議会等を設置し、会を構成する委員に審議・意見交換等を行ってもらうことで、提案・意見を聴取するものです。

(2) パブリック・コメントとは、計画や条例等を策定する過程でその案を公表し、市民からの意見をいただき、その意見を考慮して計画や条例案を決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する手法手続きです。

(3) ~~意向調査~~市民意識調査とは、市が市民に対して調査票を配布し、設問に回答してもらい結果を統計的に取りまとめることにより市民意識の傾向等を把握する調査(市民意識調査等)です。

(4) ~~意見交換会~~タウンミーティングとは、市長等が市民とともに語り合い、双方向に意見をやり取りする対話型の集会(タウンミーティング等)です。

(5) ワークショップとは、多様な立場の市民が参加し、自ら体験・勉強し、意見を出し合いながら、共同作業を通じて、課題解決のための提案等を行う手法手続きです。

第2項は、第1項で示した手法手続きを複数用いることで、市民の意見をよりの確に反映できると認められるとき、市はそのように市民参画の手続きを複数用いるように努めなければならないと定めています。

第3項は、第1項で示した手法手続き以外で、より効果的な手法手続きがあると認められるとき、市はそれを積極的に用いることを定めています。



(審議会等の公開及び委員の選任)

第8条 市は、審議会等の会議の公開を推進するとともに、審議会等委員に市民を積極的に選任~~します~~するよう努めます。

2 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、他の審議会等における委員の就任状況、構成等を勘案するよう努めます。

3 市は、第1項の規定により市民を審議会等の委員に選任しようとするときは、公募による委員を含めるよう努めます。

第8条は、第7条第1項で示した「審議会等」について定めたものです。

第1項~~で~~は、審議会等の会議は透明性を期すために原則公開することを定めています。また、委員を選任する場合は、市民の意見を反映させ、透明性を確保するために、市民を積極的に~~選ばなければならない~~と選任するよう努めることを定めています。

第2項~~で~~は、審議会等での議論には、意見や提案が固定化されてしまわないよう、多様な市民の意見が反映されることが望ましく、年齢構成や地域等を考慮した委員の選任に努めるよう定めています。~~ただし、委員としての責任を担える市民を選任することが前提となります。~~

第3項~~で~~は、審議会等の委員を市民から選ぶ場合は、その手法として公平性を期すために公募委員を含めることに努めるよう定めています。

(住民投票)

第9条 市~~長~~は、市政にかかる重要事項に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を条例で定めることとします。

- (1) 住民投票に付すべき事項
- (2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件
- (3) 住民投票の結果の取扱い

第9条は、住民投票~~の制度~~について定めたものです。

第1項は、市~~長~~が、市全体を取り巻く大きな課題に対して、市民の意思を直接問う必要があると判断したときに、住民投票を実施することが出来ると定めています。

第2項は、住民投票を行う必要があると判断したときに、その案件ごとに住民投票の条例を市議会に提案し、住民投票を実施するか否かの判断を仰ぐことを定めています。

(協働の環境づくり)

第10条 市民と市は、お互いに情報を共有し、十分な協議を行い、協働のまちづくりに取り組むための環境づくりをすすめていきます。

2 市は、市民が持つ特性をまちづくりに活かすことができるように、協働の機会の提供に努めます。

第10条は、協働によるまちづくりを進めるための環境づくりについて定めたものです。

第1項は、協働によるまちづくりを進めるためには、市民と市それぞれが協働に対する理解を深めながら、地域の課題等の情報を互いに共有し、十分に協議を行えるような環境づくりを進めることを定めています。

第2項は、市は、地域の問題解決を進めるために、~~自由な発想と行動を取れる市民(民間企業、NPO などあらゆる団体を含む)~~に、~~市民(民間企業、NPO などの団体を含む)~~が持つ、専門性、地域性、創造性、柔軟性等の特性を、市民自らが積極的に活かして行動することができるよう、協働の機会を提供するようの提供に努めることを定めています。

(協働事業の提案)

第11条 市民は、市と協働で行う事業について、市に事業提案することができます。

~~2 事業提案に関して必要な事項は、市長が別に定めます。~~

2 市は、前項の規定に基づき市民から事業提案を受けたときには、誠実に対応するものとします。

第11条は、地域の課題解決に対して市民からの提案のもとに、市民と市が提案内容の実現性を高め、事業の実施に向けて力を合わせていく制度をことを定めたものです。なお、事業提案の方法等については、第16条に基づきこの条例とは別に取決めを定めることとします。

第1項では、地域の課題解決という目的を果たすための事業を、市民から市に提案することが出来ると定めています。

第2項は、~~第1項で示した事業提案の方法等について、市長がこの条例とは別に取決めを作ることを定めています。~~第1項で示した事業提案を市民から受けた際には、市はその実施の可否の検討など、責任を持って誠実に対応することを定めています。

(市民への支援)

第12条 市は、協働のまちづくりに取り組む市民に対して、その活動の支援に努めます。

第12条は、市は、協働によるまちづくりをすすめるため、市民公益活動（社会や地域社会の課題解決など、市民その他不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした、自主的で非営利な社会貢献活動）に取り組む市民の団体などに対して、後継者育成をすることや、基金を活用した助成を行うことなど必要な支援に努めることを定めています。

(コミュニティ活動の推進)

第13条 市民は、快適な暮らしの暮らしやすいまちの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域等が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めます。

~~2 市は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めます。~~

第13条第1項では、市民が快適な暮らしを実現するため、自分の意思でコミュニティ活動に自らすすんでかかわり、地域やその他の共通のが抱える課題を共有に対し、お互いがともに助け合いながら課題の解決に向けて取り組むよう努めることを定めています。

『蕨市コミュニティづくり推進条例』では、市民の責務として、「市民憲章の精神にのっとり、コミュニティの醸成とその活動の推進に努めるものとする」と定めていますが、この条例では改めて、地域のコミュニティや、特定の分野や課題をテーマとしたコミュニティの活動に市民が自主的にかかわることを定めています。

~~第2項では、市は、コミュニティ活動の役割、自主性を尊重し、住民自治を損なうことのないよう配慮するとともに、必要に応じて様々な支援を講じていくことを定めています。~~

(推進状況の公表)

第14条 市は、市の市民参画と協働の実施状況について検証を行い、その結果を市民に公表します。

第14条では、本条例を実効性のあるものにするため、市は条例に基づく市民参画と協働の活動実態等を定期的に評価検証し、その結果を市民に公表することを定めています。

(条例の見直し)

第15条 市は、社会情勢の変化、市民参画と協働の推進状況に応じ、この条例の見直しを行う場合には、この条例の精神に基づき、市民の意見を適切に反映させて行います。

第15条では、今後、社会情勢が一層変化していくことが予想され、条例の内容と実態が合わなくなる事が考えられることから、条例の見直しが必要になることが考えられます。見直しをする際には、市民と市が対等の関係によりお互いに責任を担いながら、市民主体の活力あるまちづくりを進めていくという本条例の精神に基づいて、第7条に規定した市民参画の手続きにより、市民の意見を聞き、その意見を反映していくことを定めています。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

第16条は、この条例に定めるもの以外で、この条例の運用に関して必要な事項は、別に規則や要綱等により定めることとしています。